

平成25年の定期監督等の実施結果 - 定期監督等を実施した事業場の約7割で法違反 -

東京労働局（局長 西岸 正人）及び管下18労働基準監督署（支署）においては、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っています。

このたび、平成25年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（注）の結果について、以下のとおり取りまとめました。

注：定期監督等とは、各種の情報、労働災害報告、過去の監督指導結果等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する立入検査のこと。

< 東京労働局における平成25年定期監督等概要 >

1 実施件数 9,304件（対前年比 +340件 +3.8%）【表1】

<業種別順位> 建設業 2,951件 商業 1,805件 その他の事業 914件
(建築工事現場等) (小売店等) (本社機能を有する事務所等)

建築工事現場については、墜落・転落防止を重点に一齐監督を実施している(平成25年に2回)

2 違反事業場数 6,612件（対前年比 +138件 +2.1%）【表2】

<内容別順位> 労働時間 2,623件 割増賃金 2,047件 労働条件明示 1,473件
不適切な労働時間管理が行われた結果、割増賃金の未払が生ずるケースが多く認められる

3 違反率 71.1%（対前年比 1.2ポイント）【表1】

違反率は、上記項目「2」÷「1」で算出(6,612÷9,304)

<業種別順位> 接客娯楽業 79.5% 映画・演劇業、保健衛生業 78.2% 商業 75.6%
(飲食店・旅館業等) (社会福祉施設・病院等) (小売店等)
年間100件以上の監督等を実施した業種に限る

接客娯楽業は特に小規模事業場が多く、労働基準関係法令の不知に起因する違反が多く認められる

【今後の指導方針】

今後とも、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施するとともに、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、司法処分に付すなど厳正に対処することとしています。

【表1】 定期監督等の実施件数・違反率

	平成25年		平成24年		対前年比	
	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (ポイント)
製 造 業	878	74.7	1,086	79.6	208	4.8
鉱 業	5	60.0	1	100.0	+4	40.0
建 設 業	2,951	66.1	3,266	64.3	315	+1.8
運 輸 交 通 業	476	67.4	399	77.9	+77	10.5
貨 物 取 扱 業	75	72.0	32	84.4	+43	12.4
工業的業種小計	4,385	68.1	4,784	69.1	399	1.0
農 林 業	10	50.0	6	50.0	+4	+0.0
畜 産 ・ 水 産 業	0	0.0	0	0.0	+0	+0.0
商 業	1,805	75.6	1,720	77.2	+85	1.5
金 融 広 告 業	234	59.4	97	77.3	+137	17.9
映 画 ・ 演 劇 業	170	78.2	51	64.7	+119	+13.5
通 信 業	67	38.8	15	46.7	+52	7.9
教 育 研 究 業	260	69.6	194	76.3	+66	6.7
保 健 衛 生 業	633	78.2	524	75.4	+109	+2.8
接 客 娯 楽 業	521	79.5	526	82.1	5	2.7
清 掃 ・ と 畜 業	304	73.4	137	73.7	+167	0.4
官 公 署	1	0.0	1	0.0	+0	+0.0
そ の 他 の 事 業	914	70.6	909	71.4	+5	0.8
非工業的業種小計	4,919	73.7	4,180	75.8	+739	2.1
合 計	9,304	71.1	8,964	72.2	+340	1.2

【表2】 定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反

労働基準法違反

平成	15条 労働条件明示	24条 賃金不払	32条 労働時間	35条 休日割増賃金	37条 就業規則	89条 賃金台帳	108条
24年	1,224	520	2,337	149	1,749	1,303	837
25年	1,473	475	2,623	146	2,047	1,291	975
前年比	+249	45	+286	3	+298	12	+138

労働安全衛生法違反

平成	10~19条 (14条を除く) 安全衛生管理体制	14条 作業主任者	20~25条 安全基準	20~25条 衛生基準	30・31条 特定元方事業者・ 注文者
24年	902	242	1,501	239	552
25年	876	186	1,412	175	449
前年比	26	56	89	64	103

平成	45条 定期自主 検査	59・60条 安全衛生 教育	61条 就業制限	65条 作業環境 測定	66条 健康診断
24年	213	79	63	125	1,201
25年	150	40	47	86	1,205
前年比	63	39	16	39	+4

【表2：補足】 法違反の事例

(1) 労働基準法違反

第 15 条 ＜労働条件の明示＞	労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。 また、交付しているが、法定事項が不足しているもの。
第 89 条 ＜就業規則の作成等＞	常時使用する労働者が 10 人以上いるにもかかわらず、就業規則の作成・届出がないもの
第 32 条 ＜労働時間＞	時間外労働に関する協定（三六協定）の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。 また、協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。
第 37 条 ＜割増賃金＞	時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金(通常の賃金の 2 割 5 分以上)を支払っていないもの。 なお、平成 22 年 4 月 1 日から、大企業(業種により資本金又は出資金の規模若しくは労働者数に応じて定められている)については、1 か月 60 時間を超える残業時間に対して 50%以上の割増率で割増賃金を支払わなければならないこととなっている。

(2) 労働安全衛生法違反

第 10～12、15、17～19 条 ＜安全衛生管理体制＞	常時使用する労働者が 50 人以上いるのに、衛生管理者を選任していないもの。
第 20～25 条 ＜機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準＞	高さが 2 メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。
第 30・31 条 ＜元方事業者等＞	建設工事現場において、元請事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための協議組織の設置・運営等を行っていないもの。
第 66 条 ＜健康診断＞	常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないもの。